

鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金

奨励金対象者 確認フロー

※各確認事項は、奨励金の申請時点で判断してください

◆ 世帯2人以上で●●（市町村）に転入して1ヶ月以内ですか？
（事業年度の4月1日から3月31日までに転入すること）

↓ はい、そうです。

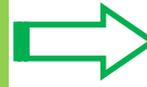


いいえ

転入後1か月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに申請が必要です。

◆ 家族全員が、鳥取県に転入する前の直近1年以上、県外に住んでいましたか？

↓ はい、全員が県外に住んでいました。

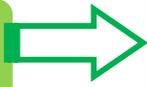


いいえ

1年以内に県内に住んでいた場合は、対象になりません。

◆ 転勤、研修などによる転入ではなく、今後3年以上●●（市町村）に住む意思がありますか？

↓ はい、一時的な転入でなく、3年以上の定住予定です。

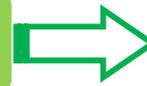


いいえ

一時的な転入の場合は、対象になりません。また、継続して3年以上定住する意思がない場合も、対象になりません。予定が変わり、奨励金を受け取った後に転出する場合は、返還の対象となります。

◆ 暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を持つ者がいますか？

↓ いいえ、ありません。

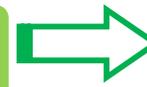


はい

該当すれば、対象になりません。

◆ 世帯員のいずれか（子を除く）が満39歳以下ですか？

↓ はい、そうです。



いいえ

世帯員の全員（子を除く）が40歳以上の場合には、対象になりません。

◆ 以下のいずれかに該当しますか？

夫婦お二人の場合

結婚して3年以内である

子どもがいる場合

妊娠中である

小学校入学前の子がいる



はい

奨励金対象

奨励金の支給については申請内容を審査のうえ、決定します。

転入後1か月以内又は当該年度の3月末日の早い日までに申請してください。